

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 地区福祉委員活動について



川西市協キャラクター
シャーちゃん・キヨーちゃん

社会福祉協議会(略称「社協」)とは？

目的・役割

社会福祉法(109条)において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられた、社会福祉法人格を持つ民間の福祉団体です。

私達が暮らす地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る活動 = “地域福祉”を推進しています。

地域住民や公私の多様な機関・団体の参加、協力、連携によって、『暮らし続ける”想いが叶(かな)うまち かわにし』を目指しています。

【地域福祉とは】

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の関係者がお互いに協力して地域における福祉課題の解決に取り組む考え方です。社会福祉法では、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が明記されています。

組織・構成

自治会やコミュニティ組織、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体などの住民を主体とした団体と、公私の福祉・保健・医療・教育・福祉施設などの関係機関・団体の参加、協力を得て、執行機関としての理事会(16名)、議決機関としての評議員会(35名)を構成しています。特に、おおむね小学校区に設置している**地区福祉委員会**は、地域の福祉活動を推進する**社協の基盤となる地域組織**です。

運営や事業の財源

社協会員会費や共同募金の配分金、善意銀行の寄付金並びに介護保険、障害者総合支援法収入、車いす貸出利用料、そして、市・県社協からの補助金や委託金などが財源です。

【社協会員制度とは】

住民主体の福祉活動を実現するうえでの根幹であり、社協活動が地域の皆さんの参加・協力・支持によって進められるために必要な基本的制度です。会費の納入によって資格や権利が生ずるものではなく、地域福祉の推進に賛同し会費に協力することで活動に参加する「相互扶助」的な性格を有しています。

地区福祉委員会とは？

社協の地域組織で、昭和58年からおおむね小学校区単位に設置されています。自治会やコミュニティ推進組織、福祉、教育等関係団体、ボランティア、住民の参加で、誰もが安心して暮らせる地域(福祉コミュニティ)づくりを目指して活動を行っている住民の自主的な組織です。



<市内の14地区福祉委員会>

久代小地区福祉委員会	多田東地区福祉委員会
加茂小地区福祉委員会	グリーンハイツ地区福祉委員会
川西小地区福祉委員会	清和台地区福祉委員会
桜小地区福祉委員会	けやき坂小地区福祉委員会
北小地区福祉委員会	東谷地区福祉委員会
明峰小地区福祉委員会	大和地区福祉委員会
多田地区福祉委員会	北陵地区福祉委員会

福祉委員とは？

「福祉委員制度」は、昭和50年4月に始まりました。福祉委員は社協会長から委嘱を受けた人で、地区福祉委員会を構成する、地域における福祉活動の推進役、いわば“ふくしのまちづくり”を進めていくボランティアです。

選出や任期は？

地域の自治会やコミュニティ組織、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年補導委員会、老人クラブ、PTA、子ども会、障がい者団体等からの選出と、ボランティア、福祉に熱意・関心のある地区推薦の方々が福祉委員となり、令和5年2月末現在で1,219名の方が社協会長から委嘱を受けて活躍されています。任期は原則、2年間です。

また、福祉委員になられた方は、活動中の万が一の事故に備え、ボランティア保険(兵庫県ボランティア・市民活動災害共済)に加入します。(保険料は、市社協が負担。)

役割は？

誰もが安心して暮らせる地域(福祉コミュニティ)づくりの推進役です。

- ①地域における福祉の実情把握と住民の福祉課題を明らかにし、福祉活動に反映する。
- ②地域の住民や要援護世帯へ必要な福祉情報を提供する。
- ③地区福祉委員会の運営及び計画の立案に参画し、事業を推進する。
- ④ボランティア部会を組織し、参加(任意)する。また、個別援助活動を行う。
- ⑤その他、福祉のまちづくりに必要とされる事業への参加、協力を行う。